



弁護士アプリの使い方 藤野弁護士と学ぶ法律教室

50

答え・まずは相談

1・いまだに

先日、関西プラスチック 周年記念祝賀会にお招きいただきました。私が思

っていた以上の多くの方々に当コラムを愛読

いただいていることを知り、身が引き締まる思い

です。今後ともお付き合いを願います。さて、その

席上で「今のところ弁護士もりであると言われたことになりません。

2・できること

おそろく、まだまだ多

いかに見えます。しかし、

か、当然ですが、理屈

引き取ってあげるとい

4・交渉

他方、同じお願いでも、

言った言わないの話にな

りません。証拠がない以上、

材料があれば、効果がま

たかろうと強気には出られ

ません。しかも、仕様が

りどりが残るように、せ

異なっても利用できる状

況であれば、売主からの

えておられるのでしょ

う。これは、弁護士の広

報不足です。弁護士は裁

判をするだけではありません。

3・お願い

例えば、買主側からの

頼をされたとき、注

文書が作成され、

最終的に相互に確認した

内容が残っていれば、注

文した商品の引き渡し

拒む

ことができます。もし仕

様が異なるものでも利用

できるのであれば、売

主に恩をさせる形で安

く

引

き

取

つ

て

い

5・事前の対応

は、あくまでも私個人の

意見ですので、その点、

談

い

た

い

だ

い

て

い

れ

ば

い

は

、

あ

く

ま

で

も

私

個

◆お知らせ 本コラム読者の方は、初回の法律相

談を無料とさせていただきます。

藤野恵介(ふじの・けいすけ) 弁護士(大阪弁

護士会所属、38歳、梅田法律・会計事務所|大阪

市北区梅田1-2-21000号、電話06-6

345-1618(午前10時~午後5時)、E-m

ail:umeda-law.jp)。主な役職は、大弁遺言

相続委員会委員、専門相談員(遺言相続)家事

債務整理、交通、労働、建築、大阪住宅紛争審

査会運営委員。ヒューティス受講。

その悩みは弁護士に相談するほどでもないですか？